

総合社会福祉研究

第27号 目次

特集 1

新しい段階での社会福祉研究の方向性と課題

新しい段階での福祉研究の方向性	真田 是	2
専門委員会報告批判と生活保護改革への提言	日比野正興	14
児童虐待対策の抜本的充実を	川崎二三彦	20
介護保険制度施行5年後の現実	矢部 広明	29

特集 2

福祉の焦点2005

児童虐待	浅井 春夫	41
2004年年金「改革」の概要とポイント	密田 逸郎	46
生活保護改革が急ピッチ	松崎 喜良	52
生活保護の在り方に関する専門委員会報告書への批判と対案 (公扶研、生健会など)	浦田 克己	59

海外 福祉情報

アメリカの公的扶助における民間委託と公的責任 ～ウィスコンシン州の福祉改革を例に～	木下 武徳	64
フランス地方分権事情	柏原 誠	76

書評

赤川学著『子どもが減って何が悪いか!』	杉本貴代栄	87
小野哲郎著『新・ケースワーク要論』	疋田 勝	91
山田昌弘著『希望格差社会—「負け組」の絶望感が日本を引き裂く—』	宮寺 良光	94

投稿 論文

グループホーム・生活ホームの地域での役割と課題 —埼玉県内の生活ホームへのインタビュー調査結果から—	大塚 良一	98
児童養護施設で暮らす子どもと親の生活問題 ～X園の実態調査から～	堀場 純矢	110

特集1

新しい段階での社会福祉研究の方向性と課題

新しい段階での福祉研究の方向性

真田 是

ご紹介いただきました真田です。総合社会福祉研究所に定期的にかかわらせていただいています。

さて、毎年夏に開催しております社会福祉研究交流集会そのものは、かなりの規模でやるわけですが、この合宿はずっと規模を小さくして、インテンシヴな研究をやろうというのがねらいです。私は今日報告しろといわれましたが、このインテンシブな研究会で報告できるような材料も準備も十分になく、みなさんのご期待に沿うような研究報告にはならなくて、勝手なエッセーみたいなものになりますが、お許しをいただきたいと思います。

お手元にわたっておりますパンフレットにレジュメをのせております（末尾レジュメ参照）。私がいただいたテーマは、レジュメにありますように、「新しい段階での福祉研究の方向性」ということですが、今回の研究会の位置づけからいきますと、全体が「利用者・住民へのトータルな生活支援を目指して」というねらいであったものですから、このねらいを新しい段階での福祉研究での方向性の中身として提起をすることが求められていると思います。しかし、申しましたようにそうはなっていません。私の報告のあとに三つほどの報告が続くようですので、そちらの方を含めて、いま申し上げた点を討論のなかで補っていただけ

たらと思います。

そこでまず、レジュメの骨子ともいるべきものですが、最初に本日の報告の内容について、4点簡単にお話をしておきたいと思います。

まず第1点目は、「新しい段階」というタイトルの意味について考えてみます。「新しい段階」の意味を日本の戦後というつかまえ方からすればいま大変重大な時期に来ているということですが、私どもが60年前に敗戦を迎えて、価値觀から始まって全部ひっくり返っていくという事態を体験しましたショックは並々ならないものがあったわけですが、今はそれに比べうるくらいの大きな転換が逆の方向で目指されているというのが、今の新しい段階での中身かと思います。したがいまして、まずは新しい段階という場合に、いましかかっている日本の事態というのは「敗戦」に比すべきもので、かつ方向がまったく逆というところへ来ている、これが新しい段階だろうと思います。

第2点目は、こういう大まかな情勢判断のもとで、では社会福祉の研究とか実践というものがこの段階にふさわしくどういうものを目指してやつていかなければならぬのかという問題です。ここも冒頭に申し上げたように、たいへん評論的なレベルで終わらざるをえないのですが、これから研究とか実践とかというものは、社会福祉にか

ぎらず学問あるいは実践の基本的な問い合わせるのを、ここに返って点検をし直す時期にきているのではないかということです。

一例を申し上げますと、今年日本社会福祉学会は、40周年の記念の大会を東洋大学で行いました、非常に盛りだくさんのシンポジウムなどを用意した注目すべきものだったんですが、私は参加できなかつたためその文書関係の一端に目を通させていただきました。そういうものを見ながら感じたことは、今日の段階にふさわしい研究の報告とか問題意識、こういうものにちょっとなりきらざんに、重大な時期の遅れが見られるのではないかという印象を持ちました。

もう一方で、鉄道弘済会の『社会福祉研究』が、昨年の7月に50年の特集を組んでおります。この特集のタイトルが、「日本における社会福祉の研究力と実践力」でありました。これについても、あらためてこういう時期に、社会福祉の研究・実践の両方にわたっての基本的な問い合わせる必要があるのではないかという感を深くいたしました。

それから、今日の報告の3点目は、今申し上げたような基本的な問い合わせるのを妨げたくさんのしきけがあると思うことです。これは学会の理論提起、厚生労働省の政策上の提起、マスコミの動向、いろいろなものがありまして、基本的な問い合わせる上で妨げになるしきけがずいぶん行われているのではないか。この正体をお互いに確認しあっておかないと、基本的な問い合わせる必要性という共通の認識にいかないと思います。これが第3点です。

そして第4点として、これは私がやれる作業ではありませんが、戦後60年の日本の文化人・知識人と呼ばれた人たちの大まかな動静を60年間で振り返ってみました。それともう一つは、アカデミズムといわれるところが、戦後どう改められ、あるいは改められないで現状があるのかということも、手がかりくらいはご一緒に考えたいということです。

以上4点について、大変評論的なもので研究にふさわしくないものになっておりますが、レジュ

メにそって、お話をさせていただきます。

1. 「いま」は新しい段階か

最初に「いま」というこの時期は、私がタイトルでいただいたように新しい段階なのかという点から確認をしあわなくてはなりませんが、これはやはり戦後60年の間に積み上げられてきた反憲法の動き、これをここで一挙にうち固めて、日本の社会および国家の大勢にしてしまおうというのが、「いま」の段階といわれるものの重大な内容ではなかろうかと思います。

したがいまして改憲というのは、戦後改革と一口にいわれたものを清算しきって、社会と国家の大勢をそれとは逆のものへとつくりあげていく。中曾根内閣がかつて1980年代に戦後政治の総決算という言い方をしていましたが、これはいまや政治だけではなくあらゆる分野をつくりかえようというぐあいに目指されているように思います。そのなかで一例として、日本国憲法によれば今の日本の主権者は国民なわけでありまして、国民主権といわれている憲法体制でありますが、今進められつつあるのは、この国民とは別建ての国家というものをどうやって国民の間に浸透させるかという試みが、精力を集中していろんな面から行われてきているのではないかと思います。国家は主権者国民とは相対的に独立した公共性のシンボルにされてみたり、普遍性のシンボルにされてみたり、国民が持つべきアイデンティティにされてみたり、これらはそれぞれあっていいことですが、主権者国民と別建てで行われるところにファシズムへの大変深いかかわりが感じ取れるのではないかろうかと思います。

今や国家の名で行われるもののが相次いで、次から次へと出されてくるという状況になっていくのではないか。これが第1点です。

それから第2点は、「いま」の段階で私なりに気になっておりますのは、「平等原理の全面放棄」ともいるべき動きがあることです。近代西欧民主主義は自由と平等とよくいわれますが、この平等の方を放棄してしまっていることです。昨日の

ブッシュの就任演説の紹介を聞いていても、「自由」については45回言ったそうですが、「平等」については出てこないという、たいへん特徴的な就任演説になったようです。新自由主義とのかかわりでいえば、第一次分配は尊重するが、その第一次分配を再分配で修正するというところは重要なものではない。できれば放棄してしまいたいというのが新自由主義の、この面から見た特徴なんだろうと思います。したがいまして結果としては、平等はどこかへ飛び、わずかにいえるのは自由のお互いに倒しあうをする競争だというものになってきている。これが「いま」の段階の第2点の内容として、私どもの社会福祉にずいぶんかかわってくるのではないか。

第3点は、これは自民党の改憲構想にも出てきていますように、憲法というものを権力に対する制約ではなくて、国民の義務条項として、憲法をつくり直す。これは明治の帝国憲法の構造だろうと思いますが、こういう憲法というものを権力をしばりあげるものではなくて、逆に国民を義務でしばりあげる、そういうものに変えていこうというのが改憲構想だろうと思います。

今日は細かくは立ち入りませんが、この構想でいくと、社会保障・社会福祉というのも国民をしばる義務になってまいります。たとえば『95勧告』で提起された社会保障の理念は、国家責任の放棄と国民の連帯というのが中心に出てまいりましたが、この連帯というのは、国民が社会保障・社会福祉を支える義務があるといっているのと同じことであります、ここへ社会保障・社会福祉を使っていこうとしている。

したがいまして、たとえば教員免許状をとるのに社会福祉実習をさせるというのは、社会福祉を重視せざるをえなくなっているのではないかと、私なんかあの当初は考えたんですが、しかし今になって、先方の動きを見ていると、どうもそうではなくて、社会福祉の名で国民をしばり義務化をする。徴兵検査とはすぐにいかないから、福祉の実習をだんだん義務化していく方向にまでいくかも知れない。同じ社会福祉をこんなぐあいに変えさせるような、そういう新しい段階になっている

のではないかと思います。

2. 社会福祉の政策領域の形成

次に、社会福祉の政策領域の形成ということを挙げておきました。なぜこんな突飛なタイトルが出てきたかといいますと、冒頭に申しました今年の日本社会福祉学会の記念大会、それから『社会福祉研究』の記念特集などを見させてもらった印象では、今や社会福祉領域の中心的な対立の軸は、社会福祉の制度の合理性をどうやって実現するかという、この論点のような立て方が圧倒的なんです。制度をより合理的なものにしていくというのの大変大事な仕事がありますが、そのもう一つ前に、今の社会福祉の制度の合理性の提起は、理念問題の提起と同じように、政策主体の側から出されたテーマなんです。『95勧告』では社会保障の理念を見直すということになっておりまして、同時にそれを踏まえて、21世紀の日本の社会保障・社会福祉の具体的な制度・システム、これをつくりかえるんだという提起になってきております。

ところがこの学問研究が、こういう現実の領域、とくに政策領域からの論点の提起を受けた場合、これは受けたらいいけないということではなく受けるべきものもありますが、政策領域から立てたものが研究のテーマとしてはどういう意味をもち、どういう背景があって、どういう探求の仕方をしなければならないのかということを考えるのは、これは政策上の効果を考える領域と、真理を追究する領域との違いがありますから、当然やらなくてはならない最低の作業だと思いますが、先ほど申し上げたような、今年の一連の研究の動向を見たり問題提起への対応のしかたを見たりすると、そこが抜け落ちているように思います。

一時、私どもは社会福祉本質論での政策論の立場というように評価されてきましたから、あえて政策というのは逆にあまりいわないわけですけれども、考えてみると、政策の領域から社会福祉の大事な国民的な論点が提起されるということの意味は、これは探ってしかるべきものなのではな

かろうかと思ったわけです。そこでレジュメに簡単に、スケッチをしておきました。政策主体にとっての社会福祉の歩みというのは、乱暴な単純化をすれば、最初は救貧法などに見られる治安の裏側です。社会福祉は政策主体によっては治安的な意味をもちます。それが次第に近代民主主義が力を強めていくなかで、ぎりぎりの治安だけでは間に合わなくなり一定の譲歩をせざるをえなくなつて、支配の仕方のぎりぎり「治安」から「譲歩」を含めての支配、つまりは常識的にはアメの政策というぐあいにいわれることが多いわけですが、このアメの政策への変化が一歩出てくる。これが大まかな政策主体にとっての社会福祉の位置づけへの歩みなんだろうと思います。

ところが独占段階へ入つてまいりますと、支配というものが集中度を非常に増してまいりますから、社会福祉の政策もある意味では打ちやすくなっています。寡頭制の支配体制でありますからたいへん打ちやすくなつて、今の日本経団連とか商工会議所とか、あるいはいくつかのもののトップがお互いに話しあえば、一国の基本的な政策というものもまとめていくことができるような、こういう状態がつくられてまいります。

こんななかで、今の国会多数派がずっと続くなつて、それに慣れたのか、社会保障・社会福祉の、治安から譲歩へという政策主体にとってのふくらみ、このふくらみが「いま」の新しい段階というのは、逆に歩み始めて、政策としての社会福祉を譲歩から逆にぎりぎりの治安のところにまで縮小していく動きが「いま」の段階の政策主体の動きから見た特徴なのではないかと思います。これをいろいろな言い方でレジュメに書いておきましたが、要は社会そのものの変化もあって、学問研究というものと社会的現実というもののかかわりも大学に勤めておられるみなさんは体験的に感じておられると思いますが、この60年の間にやはり大きく変わってまいりました。かつての中世の大学のようなあり方からはどんどん遠のいて、「産官学共同」という、これはイデオロギーの意味ではありませんけれども、実態としてこういう方向に進むようなものも出てきていて、そうなると政

策主体としては、研究・実践というものを自分たちの資本蓄積に取り込んでいこうという方向が当然出てまいります。

そういう変化も含めまして、今や譲歩をミニマムにする、治安のぎりぎりのところに持ち込んでいく、そのための学問研究の利用という新しい要素まで出始めてきているのではないか。今はやりの新自由主義も、私が今申し上げた治安から譲歩へというこの言い方でいえば、新自由主義というのは、治安から譲歩へというのではなくて、いわば治安への再び先祖返りという中身を持ったイデオロギーであり、研究スタイルではないか、そういう思想ではないかと思います。

ただこれは、かつてのような治安というイメージ、救貧制度をモデルにしたらというものは異なり、今日の譲歩をミニマムに縮小して治安のぎりぎりのところへ持っていくという場合は、様相がかわっているので、救貧制度そのもののイメージでは推し量れないという多様性なり、一定の制度の豊富化なり、こういうものが出てきながら、実は治安だけの意味で止めたいというところへ来ているのなかろうかと思います。

若干の例をそこで引いておきました。この間の社会の変化を反映して、国民生活のありようも相対的高消費とか所得収入の多元化とか、世帯単位の助け合い（パラサイト）というような新しい様相を示しています。こうしたことから、かつてのような救貧制度の様相はとらないとしても、しかしそこに書いた「支援制度」とか、「日本型福祉社会」とか、こういうものでカバーをし、かつて行政財政の後退を国民負担と市場福祉でカバーしていくという新しい方式で、これらはすべて私たちが日常的に最近十数年の間に体験したように、社会保障・社会福祉の名で、私たちの生活が崩壊に瀕してくるというような逆説的な事態が出てきているのが、これは譲歩のミニマム化、治安ぎりぎりのところへ、今の段階の様相のなかで引っ張っている、その実の姿なのではなかろうかと思います。

しかもこういうものをそれと見せないためのかけは、マスコミの発達なども含めてずいぶん進

んできておりまして、たとえば今の政権の場合は、自民党をつぶすというので自民党政権をつくっている。つまりは戦後から続いてきた日本型保守主義というものは、都合のいいときにはこれを克服すべきものに据えまして、そしてもっとずっと右翼的な方針というものを通すために、この日本型保守主義をスケープゴートにしていく。こういうやり方も含めて、今申したような新しい段階の中身をつくってきているのではないかと思うています。

3. 戦後民主主義が問われている

さてこういう社会保障・社会福祉の新しい段階に直面しまして、私のような世代は、あらためて戦後民主主義というのはなんであったのか、これが問われている面もあるのではないかと考えます。またこれが今の新しい段階を国民本位で克服できるかどうかは、戦後民主主義というものを60年の間にどうわれわれが育て鍛えてきたか、これによっても左右されるのはなかろうかと思います。

私のような世代はとくに戦後民主主義にはこだわりがあるのかもしれませんけれども、戦後民主主義の弱点と呼べるようなものがあるのだろうか。これをあらためて振り返ってみまして、敗戦とともに動き出した日本というのは、社会的現実に反した日本国憲法に象徴される理念、これと社会的現実との組みつほぐれつの格闘から始まったと思うのです。理念の方は社会的現実ではありませんから、この社会的現実に対してはこれからこういう現実をくるんだという、いわば現実を先取りした、その意味では根無し草の理念という面はどうしても伴いますし、これは理念一般がそういうものなんだろうと思います。

そこでこの状態のままで放置をしてまいりますと、価値の問題として提起されると戦後民主主義だということで一致しますが、しかし社会的現実はいっこうにここに接近していないということにもなりかねない。そこでこの根無し草の根をいつくるか。これは私が住んでいます京都のかつて

の例で申し上げると、「憲法を暮らしのなかに生かす」というのが、結局はこの理念の根をどうやってつくるのかという蜷川さんの提起だったんだろうと思います。

その後の60年間を見てまいりますと、重要な社会運動とか、あるいは社会保障・社会福祉の重大な事件とかにはこの理念がそれなりの大切な役割を果たしてきたと思います。たとえば朝日訴訟であるとか、あるいは60年安保であるとか、こういう大きな時期には、理念としての力量を十二分に發揮できるわけですけれども、しかし国民の日常生活のなかでは、二重構造がこのままだとできあがってしまう。目指すべき理念が一方ではあって、しかしそれは社会的現実になっていないから、社会的現実を律するには別の行動基準、これが必要になってきます。

よく日本国憲法は大企業の門をくぐったとたんに消えてしまうんだという言い方がされました。この大企業の中は、したがいまして現実としては、憲法とは関係のない行動基準、律するもの、ルールができあがっているということであったわけで、この二重構造を克服しないと戦後民主主義は、申し上げたような、神棚に飾ったり、ネオンサインの役割を果たしたりということはできるけれども、1億2000万の国民の日常を律する力にはなりきれないということが出てまいりまして、アメリカの大きな働きかけもあって、日本の国民の日常生活はプラグマティズムによって逆に支配される、理念の方は戦後民主主義だというようなかたちになって、現実を律するのは、理念なきプラグマティックな、いくつかの便利なアイテムということにされてきた。ここところが、ちょっと克服をしきれずにきているのではないかかと思う氣がします。

このたび先ほど申し上げたような研究分野を振り返ってみまして、社会福祉研究にもある意味ではこの「理念と現実の指針」との間が無関係なままに放置されているような面もあるのではないかと思います。

理念というのは、くだらない話のような、抽象的なもののような聞こえもありますけれども、や

はり現実とつながる理念というのは、現実に対しても非常に大事な役割を果たすのではなかろうかと思います。

次に保護主義と書いておきましたが、これも戦後民主主義の逆転のひとつといえるかもしれないと思います。戦後民主主義のもとで、とくに革新自治体などでは、いわゆる啓蒙君主型の「上からの民主的施策」が、いろいろ行われました。しかしそれを通して、住民が主権者としての力量を備えるという点がないがしろになって、受益客体化といいますか、何か要求していることを与えられる、そういうことだけを目指すような客体化が加えて進んだ面があったのかもしれない。そういうなかで私どものこの研究交流集会は、そのところをどう克服するのかというテーマ・問題意識を掲げて取りくんできたという面があります。やはり主権者として育っていくのが、戦後民主主義のもとでの大事な一つのかかわりではなかったかというように思います。

したがいまして、運動における要求主義、これもうっかりすると依存体質の変形にすぎないというようなこともあって、70年代にかかる頃に、政策能力とか統治能力とか、こういうものが住民に必要なんだということがずいぶん強調されるようになります。これは運動のありようにも影響を与えてきたように思います。

次に社会福祉のアップ・ダウ・システムの形成と書いておきましたが、これも戦後民主主義に問われていることの一つではなかろうかと思います。戦後民主主義は素晴らしい理念でありまして、日本国憲法を見れば国際的にもそうだといわれるところもありますが、しかし現実を律するものは、保守的なものとは別のニューモードも含めて、日本国憲法とは別の現実を律するいろいろなもののが次から次へと新しく形成されてきていたのではないか。そういうものの一、二の例を挙げてみました。

先ほど問題にいたしました政策領域、ここをあらためて振り返ってみると、ここには専門主義・専門家集団がだんだんと蓄積されるようになってまいりまして、これが今日でいう官僚

機構ということになります。政策を担当する専門的な集団が、それぞれの分野で形成をされる。社会保障・社会福祉で見れば、厚生官僚機構というようなものが、この60年の間に蓄積されてきて、こういう集団が狙い手になって社会福祉政策の蓄積と次の展開とを手がける起爆剤になっているわけです。こういうような機構がつくられ、政策領域というのは名実ともに社会なり政治なりの相対的に独自な領域として形成されるようになってきたといえます。

そうしますと、これを社会福祉の方に引き戻して見直してみると、社会福祉の専門性というと、普通は福祉労働の専門性というのをイメージするわけですけれども、今申したような政策領域の形成と蓄積によって、これとはちょっと別の福祉政策の専門性というものも形成をされてきています。この福祉政策の専門性を「アドミニストレーション」という言い方で呼んでみたり、ここに注目してきた研究者もありますし、また「戦後日本の60年の社会福祉の発展は、運動によって発展させられてきたという見解もあるが、それは事実ではない。戦後の60年の日本の社会福祉を発展させてきたのは、運動ではなく政策の専門性だ。言い換えると、厚生関係の官僚機構だ」という立場・視点の研究者もいます。

こういういくつかの研究者のところの現れにも見られますように、政策領域の形成というのは、社会福祉の実践領域でも政策領域でも研究領域でも、大きな影響力をもつものであることを示しています。しかもこれが、独占資本の集中力が大きければ大きいほど社会福祉の領域が、社会福祉行政のトップ・ダウ・システムに変質させられる。むしろ福祉の第一線から、その政策をつくるところへ上がっていって、そうして社会福祉の現実の政策がつくれるというのではなくて、この専門性の官僚機構のところからつくられて、それは一方的に現場にトップダウをしてくる。したがって最近の福祉現場のみなさんが、昔に比べてはるかに国・厚生労働省の動きに敏感になっているというのは、このトップ・ダウ・システムが非常に高い完成度で作り上げられてしまっている

ことの現れなんだろうと思います。

しかも研究者の側には、こうやってつくられる専門家集団のプランというのは、イデオロギー性のないニュートラルなものであるという強烈な装いがとられていますから、福祉の理念は理念で別、しかし制度の合理性については、こういうニュートラルなテーマとして共通に研究をすればいいのではないかという雰囲気が、今の社会福祉研究の領域で圧倒的になっているのではなかろうかと感じました。

そこで、このトップ・ダウン・システムというのは、今たいへん大きなマイナス面を發揮していまして、早くこの正体とそれが持っている重大な意味というものを、国民と福祉労働者の共通なものとして認識していくことが大事なのではないかと思います。

以上がいま、新しい段階といわれるものを、社会福祉にかぎらず考えたり、社会福祉に引きつけて考えるというのでやってまいりましたが、これに研究をからめるとなると、戦後60年の間の研究を担う人たちの動向、それからアカデミズムの動向、こういうものを考えて二つをつきあわせればいいわけですが、この大きな課題については思いつき程度の印象ですが、簡単にふれておきます。

4. “知識人”“文化人”の戦後

敗戦を迎えた頃からしばらくは、“知識人”“文化人”といわれる人たちが、日本の政治でも社会でも、文化はもちろんのことですが華々しい働きをしておりまして、私もずいぶん学ぶものが多くたと思います。これは社会的現実を新しい理念のところへ引っ張っていって作りかえようというような、当時の日本の歴史的な状況からいえば西欧近代が一つのモデルになりましたから、西欧近代を一般の国民よりよく知っていた知識人・文化人が、むしろ先頭を走るような、こういう役割を果たすことができたんだと思います。それで60年安保などでも、知識人・文化人といわれる人たちが大変大きな役割を果たしたわけです。と

ころが今はこういうリーダーは影が薄くなってしまって、むしろ知識人・文化人というのは後衛になってしまったのではないかと、あの敗戦直後の頃を思い返して比べるとそういう印象がたいへん強いと思います。これは一つには、戦後段階が、西欧近代民主主義の理念で現実を引っ張るという状況が変わってきたことの一つの現れなんだろうと思います。

現実を動かしていく体制の整備が、50年代末からはっきりとアメリカの協力の下でやられるようになってくる。そうしますと、この知識人・文化人というのは、もともとのあり方へもどってまいりまして、もともとのあり方というのは知識人・文化人論でいわれておりましたように、知識人・文化人というのは、一つの独自の階級ではない。これは基本的な階級のそれぞれに分属する、そういう集団なんだということがいわれてまいりましたが、もとへもどるというのは、こうやって日本社会の基本的な階級関係が落ち着いてはっきりしてくると、文化人・知識人も二つに分かれる。そしてそれぞれの階級に分属をした仕事・役割というところにかわっていくということで、論壇の両極化とそこでさらに複雑になったのはマスコミの発達により知識人・文化人をマスコミが再編するという作用力もずいぶん大きくなつたと思います。

こうして文化人・知識人は、かつてのような先達ではないが、しかしそれのところに分かれで知識人・文化人としての役割を果たすという、もともとの状況にもどりつつあるといえます。

このような状況下で、専門領域に引きこもる研究者というのも当然出てきてしかるべきであり、さらに、先ほど申した政策領域の形成が行われましたから、この政策領域に専門活動で編入される知識人・文化人の一つの流れもできあがってまいります。このことがすべて悪いというわけではなく、何を自分たちがやっているかということがはっきりしていればこれはいいわけでありまして、それがないままにやられていくと大変おそろしいところへいくかもしれないということなんです。そして、かつての敗戦直後の理念活動を中心

にしたものから、今や理念だけではなく現実の生産力を支えたりつくったりする役割とか技術、それから統治のしかた、これは自然科学だけにかぎらず、こういうような分野への学問研究への要請も出てくるということで、知識人・文化人の本来のあり方というのはそこへ落ち着いたんですが、複雑で多様でというものになっていったのではないかろうかと思います。

5. 戦後アカデミズム

最後に、戦後アカデミズムの問題にもふれておきたいと思います。今いったような知識人・文化人への社会的な引力といいますか、それはいくつかのベクトルが新たに働いているわけですが、それに加えて戦後のアカデミズムというのは大まかにどうなったかといいますと、これは昭和の初頭の大学自治論、滝川事件に象徴されるああいうものを戦後は直ちに引き継ぎまして、そして大学自治論というのを軸に行いましたけれども、これは考えてみると社会的現実から大学というものを別個に囲い込んで、この別世界の自治を守るというパターンに属するように思います。

しかし第二次大戦後の資本主義というのは、このアカデミズムをも大きく再編していくことになります。学問・大学の社会的現実との密接な交流が好むと好まざるとにかかわらず出てまいりまして、先に申しましたように生産力・統治・政策活動との接触が強まってまいります。そうするとそこで戦後のアカデミズムというのはどういうものとして描いたらいいのかということになります。これは大変むずかしいところですが、ただ専門研究による中立主義というのは、多くの研究者が望むものであると思います。しかし戦後の世界の研究の動きで衝撃的だったのは、そこに書きましたように、1955年の『ラッセル・AINシュタイン声明』⁽¹⁾に始まって1957年の『パグウォッシュ会議』⁽²⁾に発展していった、学問研究のあり方、学問をどういう姿勢でやるべきかという問い、これが戦後世界の研究の出発点をつくったように思います。

こういうものは、いちど体験をしたら、もういいのかどうか、私は「いま」の新しい段階といわれているものは、申し上げた中身からいって、まさしく『ラッセル・AINシュタイン声明』とか『パグウォッシュ会議』とか、というものを共通に考えあうという基本姿勢を前提にして研究をやっていかないと大変危険な状況になってきているのではないかと思います。最近の研究動向というのは、ここを必要ないと考えるのか、無視するということのなかで自分の専門研究を生きようとすると、政策領域の同じ土俵の上で、同じテーマで、どっちが合理的かを競うだけということになり、真理を追究するという学問の特性が、社会で果たさなくてはならない役割というものが、かすんでしまうのではないか。社会福祉研究の場合、冒頭に申し上げた印象というのは、どうやらその辺のところがいちばん大きいのではないかという気がいたしまして、これをあえて社会福祉の社会科学的視点・方法の衰弱と名付けました。一時は社会福祉の社会科学的研究の重要性が強調された時期もありましたが、今やそんな必要がないような社会福祉の社会科学的視点・方法、これが極度に衰弱してきているのではないかでしょうか。社会福祉における『ラッセル・AINシュタイン声明』『パグウォッシュ会議』、こういうものを社会福祉研究のなかで反芻し続けること、これが今の時期における大事な基本のところの課題なのではなかろうかと思います。

冒頭に申し上げたように、私の報告は評論・エッセー的なもので、あと現場のところの大変な報告がありますから、それを議論していただく際に多少でも参考になればということでお話をいたしました。

以上です。どうもありがとうございました。

(さなだなおし・総合社会福祉研究所理事長)

【注】

- (1)1955年7月9日核兵器廃棄などを主張した哲学者B・ラッセルと物理学者A・AINシュタインを中心とする科学者の声明。AINシュタインは原爆について、自分の専門性を深めて

学問的な真理を追究したが、結果としてそれが人間を大量に殺すための原爆に使われた。この第二次大戦の悲劇を思い返し、この悲劇を繰り返さないためには、研究者も研究に責任を負い、そして学会をつくる必要があるのではないかと世界に呼びかけた。

(2)ラッセル・AINシュタイン声明は全世界の研究者、科学者の賛同を得て、1957年7月、第1回バグウォッシュ会議が開かれることになった。日本では物理学者である湯川秀樹らが参加した。

本稿は2005年1月、明治学院大学において開催された社会福祉研究交流集会第9回合宿研究会での基調報告に紀要編集委員会の責任で、字句、表現の修正を加えたものです。

真田是当研究所理事長は9月28日永眠致しました。故人のご冥福をお祈り致します。

(編集部)